

	登録がされた株券の株式
第一百五十三条第一項	同項に規定する日後に、第一百四十六条第一項の振替株式
消却され、又は転換された	当該請求の日後に、当該優先出資
第一百五十五条第三項	当該請求の日後に、当該優先出資

商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する権利及び同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配

商法第二百二十四条ノ三第一項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する権利（旧資産流動化法第四十四条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する権利（旧資産流動化法第四十四条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する権利を含む。）及び資産の流動化に関する法律第二百二十二条第一項の金銭の分配（旧資産流動化法第二百二十二条第一項の金銭の分配を含む。）

			第一百五十五条第三項第二号
第一百五十七条第一項	消却又は転換	株式	商法第二百四十二条の二の二項の資産の流動化に関する法律第五十八条第二項の優先出資（旧資産流動化法第五十八条第二項の優先出資を含む。）
第一百五十七条第三項	若しくは利息の配当、同法第二百九十三条ノ五第一項の金	商法第二百四十二条の二の二項の株式	前号に規定する場合における発行者が議決権を行使する者のみを定めるために資産の流動化に関する法律第四十四条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めた場合における資産の流動化に関する法律第五十八条第三項の出資の持分
第一百五十七条第一項	消却	商法第二百四十二条の二の二項の株式	の配当、資産の流動化に関する法律第二百二条第一項の金銭の分配（旧資産流動化法第二百四十二条の二の二項の株式の配当、資産の流動化に関する法律第二百二条第一項の金銭の分配を含む。）

第一百五十八条第二項第 四号	新株予約権付社債に	株式申込証	錢の分配又は資本若しくは資 本準備金若しくは利益準備金 百二条第一項の金銭の分配を含む。) 又は 資産の流動化に関する法律第十九条第一項 に規定する優先資本 (旧資産流動化法第十 九条第一項に規定する優先資本を含む。) 優先出資申込証 (資産の流動化に関する法 律第三十八条第一項に規定する優先出資申 込証をいい、旧資産流動化法第三十八条第 一項に規定する優先出資申込証を含む。以 下同じ。)
転換特定社債の転換によつて発行される優 先出資が振替優先出資である場合又は新優 先出資引受権付特定社債 (資産の流動化に 関する法律第一百十三条の四第一項に規定す			

る新優先出資引受権付特定社債をいう。)

に

新株予約権付社債申込証

同法第百十条第一項に規定する特定社債申込証

第一百五十八条第三項

株主名簿

優先出資社員名簿及び単位未満優先出資原簿

第一百五十八条第四項

若しくは新株引受権証書に記載し、又は商法第二百八十条

に記載しなければならない。

ノ六第二項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。

第一百五十八条第五項

新株予約権を

転換特定社債の転換を請求する者又は新優

		<p>新株予約権の目的である株式 新株予約権の目的である株式</p>
<p>第一百五十九条第一項第 二号</p>	<p>商法第二百八十条ノ三十七第 一項の請求書（当該新株予約 権が新株予約権付社債に付さ れたものである場合にあつて は、同法第三百四十二条ノ十 三第一項の請求書）</p>	<p>先出資の引受権を 転換特定社債の転換によつて発行すべき優 先出資又は当該新優先出資の引受権の目的 である優先出資</p>
<p>第一百五十九条第一項、 第二百九条第一項、第二百八十 条ノ四第三項（同法第二百八 二号</p>	<p>商法第二百十五条ノ二、第二 百七十二条第一項</p>	<p>先出資の引受権を 転換特定社債の転換によつて発行すべき優 先出資又は当該新優先出資の引受権の目的 である優先出資</p>

			十条ノ二十五第三項及び第二百四十二条ノ十五第四項において準用する場合を含む。）又は第三三百七十四条ノ七第一項（同法第三三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）
第一百五十九条第一項第三号	第一百五十九条第一項第五第一項	商法第二百九十三条ノ五第一項	資産の流動化に関する法律第二百二条第一項又は旧資産流動化法第二百二条第一項
第一百六十条第一項	商法第二百二十三条规定	資産の流動化に関する法律第四十四条第一項又は旧資産流動化法第四十四条第一項	
同法第一百六条第一項の名義書換	同法第一百六条第一項の名義書換	資産の流動化に関する法律第四十二条第一項の名義書換（旧資産流動化法第四十二条第一	

			第一百六十条第二項	第一項の名義書換を含む。)
			商法第二百二十条ノ二第一項	資産の流動化に関する法律第四十八条の三
			第一項	
第一百六十一条			発行者（一株に満たない端数を端株として端株原簿に記載し、又は記録しない旨の定款の定めがあるものを除く。）	発行者
			生じたとき又は単元未満株式が生じたとき	生じたとき
商法第二百四十二条第一項				
又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元			資産の流動化に関する法律第五十八条第一項又は旧資産流動化法第五十八条第一項について、当該端数（	

				未満株式の数を一単元の株式 数で除した数（これらの数に
第一百六十二条第一項	商法第二百六条第一項	商法第二百十三条第一項	資産の流動化に関する法律第四十二条第一項又は旧資産流動化法第四十二条第一項	
第一百六十三条第一項	商法第二百十三条第一項	資産の流動化に関する法律第四十八条第一項又は旧資産流動化法第四十八条	資産の流動化に関する法律第四十二条第一項又は旧資産流動化法第四十二条第一項	
第一百六十三条第二項	場合（ 同法第二百十三条第四項	場合（自己）の有する優先出資のみを消却し ようとする場合並びに 第二百七十二条第一項	場合（自己）の有する優先出資のみを消却し ようとする場合並びに 第二百七十二条第一項	
第一百六十六条	場合には 同条第四項第一号イ	場合には、第二百七十二条第一項の規定に かかわらず 第一百三十四条第四項第一号イ	場合には、第二百七十二条第一項の規定に かかわらず 第一百三十四条第四項第一号イ	第一百三十四条第四項第一号イ
第一百六十六条	商法第二百四十五条ノ三第六	資産の流動化に関する法律第一百十八条の四	資産の流動化に関する法律第一百十八条の四	

項（同法第二百四十五条ノ五

第五項、第三百四十九条第二

二百四十五条ノ三第六項

項、第三百五十五条第二項

（同法第三百七十二条第二項

において準用する場合を含

む。）、第三百五十八条第七

項、第三百七十四条ノ三第二

項（同法第三百七十四条ノ三

十一第三項において準用する

場合を含む。）、第三百七十

四条ノ二十三第七項、第四百

八条ノ三第二項及び第四百十

三条ノ三第七項において準用

第四項において読み替えて準用する商法第

する場合を含む。)

第一百六十九条第一項第 二号	第十条第一項において準用する 場合を含む。)	第一百三十一条第四項（第一百四 十一条第一項において準用する 場合を含む。）
第一百三十一条第四項第九号 （第一百四十条第一項において 準用する場合を含む。）	同項第九号	

（発行済みの優先出資を振替優先出資とする場合の特例）

第一百六十九条 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えるとする場合に、当該優先出資の質権者であつて優先出資社員名簿（資産の流動化に関する法律第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいい、旧資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録がされていない者が、前条において読み替えて準用する第一百三十一条第一項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を優先

出資社員名簿に記載又は記録をすることを請求したときは、発行者は、当該優先出資について当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載又は記録である旨を優先出資社員名簿に記載し、又は記録しなければならない。

(単位未満優先出資を振替優先出資とする場合の特例)

第二百七十条 発行者は、第二百六十八条において準用する第一百三十二条第一項第二号の読み替え後の同項第一号の二の規定により当該発行者に対し単位未満優先出資証券の提出があつた場合には、次に掲げる事項を単位未満優先出資原簿（資産の流動化に関する法律第四十八条の二第一項に規定する単位未満優先出資原簿をいう。）に記載し、又は記録しなければならない。

- 一 当該単位未満優先出資証券を提出した単位未満優先出資社員の氏名又は名称及び住所
- 二 各単位未満優先出資社員が提出した単位未満優先出資証券に係る単位未満優先出資（資産の流動化に関する法律第四十八条の二第一項に規定する単位未満優先出資をいう。以下同じ。）の種類及び優先出資一口に対する割合
- 三 各単位未満優先出資証券の提出の年月日

2 発行者は、第二百六十八条において準用する第二百三十二条第五項第一号亦の読み替え後の同号へ又は同項第二号の読み替え後の同号の規定（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）により第二百六十八条において準用する第二百三十二条第四項第八号の読み替え後の同項第八号の三の口座に記載又は記録がされた第二百六十八条において準用する第二百三十二条第四項第八号の読み替え後の同項第八号の二に掲げる単位未満優先出資を競売し、かつ、その単位未満優先出資に応じてその代金を従前の単位未満優先出資社員に交付しなければならない。

3 発行者は、前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の単位未満優先出資についてはその価格をもつて、市場価格のない同項の単位未満優先出資については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。

4 第二項の場合において、同項の単位未満優先出資社員は、請求書に第二百六十七条第三項の規定により無効となつた単位未満優先出資証券を添付して、これを発行者に提出しなければならない。この場合において、当該請求書には、住所及び請求の年月日を記載し、これに署名しなければならない。

5 前項の場合において、同項の単位未満優先出資証券を提出することができない者があるときは、発行

者は、その者の請求により、利害関係人に対し異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、その期間経過後においてその者に対し第二項の代金を交付することができる。この場合において、当該期間は、三月を下回つてはならない。

6 前項の公告の費用は、請求者の負担とする。

7 第二百六十八条において準用する第一百三十二条第五項第一号亦の読み替え後の同号へ又は同項第二号の読み替え後の同号の規定（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）により記載又は記録がされた第二百六十八条において準用する第一百三十二条第四項第八号の読み替え後の同項第八号の二の口数に係る振替優先出資の取得については、資産の流動化に関する法律第四十三条第一項の規定は、適用しない。

（振替優先出資の消却に関する資産の流動化に関する法律等の特例）

第一百七十二条 発行者は、振替優先出資について資産の流動化に関する法律第四十八条第一項又は旧資産流動化法第四十八条の規定により優先出資の消却をしようとする場合（自己の有する優先出資のみを消却しようとする場合を除く。）には、その旨及び当該発行者の定める一定の日（当該一定の日におい

て資産の流動化に関する法律第百十八条の八第三項又は第百十八条の九第三項において読み替えて準用する商法第三百七十六条第一項本文及び第二項の手続が終了していないときは、その終了の時（においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、優先出資の消却は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

（振替優先出資の併合に関する資産の流動化に関する法律の特例）

第二百七十二条 発行者は、振替優先出資について優先出資の併合をしようとする場合には、その旨及び当該発行者の定める一定の日（当該一定の日において資産の流動化に関する法律第百十八条の八第三項又は第二百八十八条の九第三項において読み替えて準用する商法第三百七十六条第一項本文及び第二項の手続が終了していないときは、その終了の時）においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、優先出資の併合は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

（振替優先出資の発行無効判決が確定した場合に関する資産の流動化に関する法律等の特例）

第二百七十三条 発行者は、振替優先出資の発行を無効とする判決が確定したときは、遅滞なく、その旨

を公告しなければならない。

(振替優先出資についての資産の流動化に関する法律等の適用除外)

第二百七十四条 振替優先出資については、資産の流動化に関する法律第四十一条第三項から第五項まで、第四十六条、同法第四十八条の二第一項において読み替えて準用する商法第二百十五条第一項及び第二項並びに第二百二十条第四項、資産の流動化に関する法律第四十九条第一項において読み替えて準用する商法第二百五条、資産の流動化に関する法律第四十八条の四の二第五項において読み替えて準用する商法第二百五条、資産の流動化に関する法律第四十九条第一項において読み替えて準用する商法第二百七条、第二百九条第三項、第二百十四条第三項、第二百十五条、第二百十六条、第二百二十条第四項、第二百二十六条ノ二及び第二百八十条ノ十七第二項、資産の流動化に関する法律第四十九条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十条第四項、資産の流動化に関する法律第二百四十五条ノ三第六項前段並びに資産の流動化に関する法律第二百八十八条の四第四項において読み替えて準用する商法第二百二十条第四項、資産の流動化に関する法律第二百四十五条ノ三第六項前段並びに資産の流動化に関する法律第二百八十八条ノ二第一項において読み替えて準用する商法第二百二十二条第三項から第五項まで、第四十二条、第四十九条において読み替えて準用する商法第二百七条、第二百二十六条ノ二及び第二百八十条六条、第四十九条において読み替えて準用する商法第二百七条、第二百二十六条ノ二及び第二百八十条

ノ十七第二項並びに旧資産流動化法第二百二十条第一項において読み替えて準用する商法第二百十五条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

#### 第四節 協同組織金融機関の優先出資引受権の振替

##### （権利の帰属）

第二百七十五条 第二百五十九条第一項に規定する振替優先出資についての優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。）の発行の決定において、優先出資者に優先出資引受権（同法第六条第一項に規定する優先出資引受権をいう。以下同じ。）を与える旨及び当該優先出資引受権の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた場合には、当該優先出資引受権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替優先出資引受権」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 この節において、振替優先出資引受権の数は、当該振替優先出資引受権の目的である優先出資の口数によるものとする。

(優先出資引受権に関する新株の引受権に係る規定の準用)

第二百七十六条 第八章の規定（第二百七十条及び第二百九十二条の規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資引受権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

新株引受権証書	優先出資引受権証書
商号	名称
決議	決定

2 第八章の規定を優先出資引受権について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第一百七十二条第一項	新株引受権証書
優先出資引受権証書（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第二項第三号に規定する優先出資引受権証書をいう。以	

下同じ。)

第一百七十三条第一項	第一百七十条第一項	第二百七十五条第一項	
第一百七十八条	商法第二百三十条ノ八第五項 の規定により株券喪失登録者 (第一百四十六条第二項本文に 規定する株券喪失登録者をい う。) に新株の引受権	公示催告手続が行われてゐる優先出資証券 (協同組織金融機関の優先出資に関する法 律第二十八条第一項に規定する優先出資証 券をいう。) に係る優先出資を目的とする 優先出資引受権	
第一百八十九条	第一百七十条第一項	第二百七十五条第一項	
第一百九十条	株式申込証	優先出資申込証 (協同組織金融機関の優先 出資に関する法律第九条第一項の優先出資 申込証をいう。以下同じ。)	

(振替優先出資引受権についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律の適用除外)

第一百七十七条 振替優先出資引受権については、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第四

項及び同条第五項において準用する商法第二百八十一条ノ六ノ三第二項の規定は、適用しない。

#### 第五節 特定目的会社の新優先出資の引受権の振替

##### （権利の帰属）

第一百七十八条 資産流動化計画に新優先出資の引受権（資産の流動化に関する法律第百十三条の四第一項に規定する新優先出資の引受権をいう。以下同じ。）のみを譲渡することができる旨の定めがある新優先出資引受権付特定社債（同条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。以下同じ。）

の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新優先出資引受権付特定社債（当該新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の目的である優先出資（同法第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。）が第二百六十六条第一項に規定する振替優先出資であるものに限る。）の全部についてこの法律の適用を受けることとする旨を定めた新優先出資引受権付特定社債であつて、振替機関が取り扱うものに付された新優先出資の引受権（以下「振替新優先出資引受権」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 この節において、振替新優先出資引受権についての数は、当該振替新優先出資引受権の行使によって発行する優先出資の発行価額によるものとする。

(新優先出資引受権証券の不発行)

第二百七十九条 振替新優先出資引受権については、新優先出資引受権証券（資産の流動化に関する法律第一百十三条の四の四第一項に規定する新優先出資引受権証券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2 振替新優先出資引受権を有する者は、当該振替新優先出資引受権を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替新優先出資引受権が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新優先出資引受権証券の発行を請求することができる。

(新優先出資の引受権に関する新株予約権に係る規定の準用)

第二百八十条 第九章の規定（第一百九十三条、第一百九十六条第三項第三号及び第六号、第四項第一号ロ及